

令和5年(才)第1489号

令和5年(受)第1885号

決 定

徳島市西須賀町中開5番地99

上告人兼申立人	株 式 会 社 王 王 軒
同代表者代表取締役	近 藤 純
同訴訟代理人弁護士	辰 巳 裕 規
	富 本 和 路
	森 本 健 夫

徳島市万代町1丁目1番地

被上告人兼相手方	徳 島 県
同代表者知事	後 藤 田 正 純
同訴訟代理人弁護士	岩 本 安 昭
	森 晋 介

上記当事者間の高松高等裁判所令和5年(ネ)第82号国家賠償請求事件について、同裁判所が令和5年7月13日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に

規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、上告受理申立てについて、本件申立ての理由によれば本件は民訴法318条1項の事件に当たるとの裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和6年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 今 崎 幸 彦

裁判官 宇 賀 克 也

裁判官 林 道 晴

裁判官 渡 邊 恵 理 子

これは正本である。

令和6年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 尾崎 由希子

